

第71回税理士試験【第二問】

(1) 退職所得の源泉徴収票

令和 3 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票				
支払先 受ける者	住所 〒 千代田区永田町 1-6-1 （収税月） 令和 3 年 1 月 1 日 氏 名	代表取締役		
区 分	支払金額	源泉徴収額	特別徴収額	
	4,100,000	666,202	324,000	216,000
※源泉徴収額 2 月 1 日（平成 27 年）4 月 1 日（平成 28 年）5 月 1 日（平成 29 年）6 月 1 日（平成 30 年）7 月 1 日（令和元年）8 月 1 日（令和 2 年）9 月 1 日（令和 3 年）10 月 1 日（令和 4 年）11 月 1 日（令和 5 年）12 月 1 日（令和 6 年）1 月 1 日（令和 7 年）2 月 1 日（令和 8 年）3 月 1 日（令和 9 年）4 月 1 日（令和 10 年）5 月 1 日（令和 11 年）6 月 1 日（令和 12 年）7 月 1 日（令和 13 年）8 月 1 日（令和 14 年）9 月 1 日（令和 15 年）10 月 1 日（令和 16 年）11 月 1 日（令和 17 年）12 月 1 日（令和 18 年）1 月 1 日（令和 19 年）2 月 1 日（令和 20 年）3 月 1 日（令和 21 年）4 月 1 日（令和 22 年）5 月 1 日（令和 23 年）6 月 1 日（令和 24 年）7 月 1 日（令和 25 年）8 月 1 日（令和 26 年）9 月 1 日（令和 27 年）10 月 1 日（令和 28 年）11 月 1 日（令和 29 年）12 月 1 日（令和 30 年）1 月 1 日（令和 31 年）2 月 1 日（令和 32 年）3 月 1 日（令和 33 年）4 月 1 日（令和 34 年）5 月 1 日（令和 35 年）6 月 1 日（令和 36 年）7 月 1 日（令和 37 年）8 月 1 日（令和 38 年）9 月 1 日（令和 39 年）10 月 1 日（令和 40 年）11 月 1 日（令和 41 年）12 月 1 日（令和 42 年）1 月 1 日（令和 43 年）2 月 1 日（令和 44 年）3 月 1 日（令和 45 年）4 月 1 日（令和 46 年）5 月 1 日（令和 47 年）6 月 1 日（令和 48 年）7 月 1 日（令和 49 年）8 月 1 日（令和 50 年）9 月 1 日（令和 51 年）10 月 1 日（令和 52 年）11 月 1 日（令和 53 年）12 月 1 日（令和 54 年）1 月 1 日（令和 55 年）2 月 1 日（令和 56 年）3 月 1 日（令和 57 年）4 月 1 日（令和 58 年）5 月 1 日（令和 59 年）6 月 1 日（令和 60 年）7 月 1 日（令和 61 年）8 月 1 日（令和 62 年）9 月 1 日（令和 63 年）10 月 1 日（令和 64 年）11 月 1 日（令和 65 年）12 月 1 日（令和 66 年）1 月 1 日（令和 67 年）2 月 1 日（令和 68 年）3 月 1 日（令和 69 年）4 月 1 日（令和 70 年）5 月 1 日（令和 71 年）6 月 1 日（令和 72 年）7 月 1 日（令和 73 年）8 月 1 日（令和 74 年）9 月 1 日（令和 75 年）10 月 1 日（令和 76 年）11 月 1 日（令和 77 年）12 月 1 日（令和 78 年）1 月 1 日（令和 79 年）2 月 1 日（令和 80 年）3 月 1 日（令和 81 年）4 月 1 日（令和 82 年）5 月 1 日（令和 83 年）6 月 1 日（令和 84 年）7 月 1 日（令和 85 年）8 月 1 日（令和 86 年）9 月 1 日（令和 87 年）10 月 1 日（令和 88 年）11 月 1 日（令和 89 年）12 月 1 日（令和 90 年）1 月 1 日（令和 91 年）2 月 1 日（令和 92 年）3 月 1 日（令和 93 年）4 月 1 日（令和 94 年）5 月 1 日（令和 95 年）6 月 1 日（令和 96 年）7 月 1 日（令和 97 年）8 月 1 日（令和 98 年）9 月 1 日（令和 99 年）10 月 1 日（令和 100 年）11 月 1 日（令和 101 年）12 月 1 日（令和 102 年）1 月 1 日（令和 103 年）2 月 1 日（令和 104 年）3 月 1 日（令和 105 年）4 月 1 日（令和 106 年）5 月 1 日（令和 107 年）6 月 1 日（令和 108 年）7 月 1 日（令和 109 年）8 月 1 日（令和 110 年）9 月 1 日（令和 111 年）10 月 1 日（令和 112 年）11 月 1 日（令和 113 年）12 月 1 日（令和 114 年）1 月 1 日（令和 115 年）2 月 1 日（令和 116 年）3 月 1 日（令和 117 年）4 月 1 日（令和 118 年）5 月 1 日（令和 119 年）6 月 1 日（令和 120 年）7 月 1 日（令和 121 年）8 月 1 日（令和 122 年）9 月 1 日（令和 123 年）10 月 1 日（令和 124 年）11 月 1 日（令和 125 年）12 月 1 日（令和 126 年）1 月 1 日（令和 127 年）2 月 1 日（令和 128 年）3 月 1 日（令和 129 年）4 月 1 日（令和 130 年）5 月 1 日（令和 131 年）6 月 1 日（令和 132 年）7 月 1 日（令和 133 年）8 月 1 日（令和 134 年）9 月 1 日（令和 135 年）10 月 1 日（令和 136 年）11 月 1 日（令和 137 年）12 月 1 日（令和 138 年）1 月 1 日（令和 139 年）2 月 1 日（令和 140 年）3 月 1 日（令和 141 年）4 月 1 日（令和 142 年）5 月 1 日（令和 143 年）6 月 1 日（令和 144 年）7 月 1 日（令和 145 年）8 月 1 日（令和 146 年）9 月 1 日（令和 147 年）10 月 1 日（令和 148 年）11 月 1 日（令和 149 年）12 月 1 日（令和 150 年）1 月 1 日（令和 151 年）2 月 1 日（令和 152 年）3 月 1 日（令和 153 年）4 月 1 日（令和 154 年）5 月 1 日（令和 155 年）6 月 1 日（令和 156 年）7 月 1 日（令和 157 年）8 月 1 日（令和 158 年）9 月 1 日（令和 159 年）10 月 1 日（令和 160 年）11 月 1 日（令和 161 年）12 月 1 日（令和 162 年）1 月 1 日（令和 163 年）2 月 1 日（令和 164 年）3 月 1 日（令和 165 年）4 月 1 日（令和 166 年）5 月 1 日（令和 167 年）6 月 1 日（令和 168 年）7 月 1 日（令和 169 年）8 月 1 日（令和 170 年）9 月 1 日（令和 171 年）10 月 1 日（令和 172 年）11 月 1 日（令和 173 年）12 月 1 日（令和 174 年）1 月 1 日（令和 175 年）2 月 1 日（令和 176 年）3 月 1 日（令和 177 年）4 月 1 日（令和 178 年）5 月 1 日（令和 179 年）6 月 1 日（令和 180 年）7 月 1 日（令和 181 年）8 月 1 日（令和 182 年）9 月 1 日（令和 183 年）10 月 1 日（令和 184 年）11 月 1 日（令和 185 年）12 月 1 日（令和 186 年）1 月 1 日（令和 187 年）2 月 1 日（令和 188 年）3 月 1 日（令和 189 年）4 月 1 日（令和 190 年）5 月 1 日（令和 191 年）6 月 1 日（令和 192 年）7 月 1 日（令和 193 年）8 月 1 日（令和 194 年）9 月 1 日（令和 195 年）10 月 1 日（令和 196 年）11 月 1 日（令和 197 年）12 月 1 日（令和 198 年）1 月 1 日（令和 199 年）2 月 1 日（令和 200 年）3 月 1 日（令和 201 年）4 月 1 日（令和 202 年）5 月 1 日（令和 203 年）6 月 1 日（令和 204 年）7 月 1 日（令和 205 年）8 月 1 日（令和 206 年）9 月 1 日（令和 207 年）10 月 1 日（令和 208 年）11 月 1 日（令和 209 年）12 月 1 日（令和 210 年）1 月 1 日（令和 211 年）2 月 1 日（令和 212 年）3 月 1 日（令和 213 年）4 月 1 日（令和 214 年）5 月 1 日（令和 215 年）6 月 1 日（令和 216 年）7 月 1 日（令和 217 年）8 月 1 日（令和 218 年）9 月 1 日（令和 219 年）10 月 1 日（令和 220 年）11 月 1 日（令和 221 年）12 月 1 日（令和 222 年）1 月 1 日（令和 223 年）2 月 1 日（令和 224 年）3 月 1 日（令和 225 年）4 月 1 日（令和 226 年）5 月 1 日（令和 227 年）6 月 1 日（令和 228 年）7 月 1 日（令和 229 年）8 月 1 日（令和 230 年）9 月 1 日（令和 231 年）10 月 1 日（令和 232 年）11 月 1 日（令和 233 年）12 月 1 日（令和 234 年）1 月 1 日（令和 235 年）2 月 1 日（令和 236 年）3 月 1 日（令和 2				

なお、甲は平成 30 年 12 月 1 日に株式会社 B 物産(以下「B 物産」という。)を退職し、同日に B 物産より役員退職金として 1,000,000 円を受け取っているが、A 商事へ提出した退職所得の受給に関する申告書に記載することを失念していた。B 物産へ勤務を始めたのは平成 24 年 10 月 1 日であった。

(2) 給与所得の源泉徴収票

[illegible]

TAC・上級演習第10回【第二問】

＜TAC＞無断複写・複製を禁じます（税21）

所上^⑩

【問題 5】

居住者であるLは、勤務するM株式会社から令和3年（以下「本年」という。）分の給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けている。

この源泉徴収票及びその他の資料に基づき、Lの本年分の確定申告において還付を受けるべき所得税額（復興特別所得税額を含む。）を、その計算の過程を明らかにして答えなさい。

なお、〔資料〕以外の事項について考慮する必要はない。

〔資料 1〕

LがM株式会社から交付を受けた本年分の給与所得の源泉徴収票（一部抜粋）は、次のとおりである。

種 別		支 払 金 額			給付所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源 泉 徴 収 税 額				
役員報酬		内	千	円	千	円	千	円	内	千	円	千	円		
		12	750	000	10	650	000	4	696	000	779	300			
(源泉) 控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)					16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数		
		控除の額		特 定		老 人		その他		特 別		その他			
有	従有	千 円		人	従人	内	人	従人	人	従人	人	内	人	人	
				1		1	1		2			1	1		
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地質保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
内	千	円		千	円		千	円		千	円		千	円	
1434		000		50		000		12		000					
(摘要)															
生命保険料の金額の内訳		円		旧生命保険料の金額		円		介護医療保険料の金額		円		新個人年金保険料の金額		円	
新生命保険料の金額		円		旧生命保険料の金額		円		介護医療保険料の金額		円		新個人年金保険料の金額		円	
												旧個人年金保険料の金額		130,000	

〔資料 2〕

Lは、M株式会社からの給与のほか、本年中に次の収入がある。

なお、所得税（復興特別所得税及び住民税の特別徴収を含む。）が源泉徴収されるものについては、すべて源泉徴収税額控除前の金額である。

また、配当所得については、すべて計算期間を1年とするものであり、申告不要の特例の適用を受けることができるものは、申告不要として解答すること。

(1) N株式会社からの配当金	400,000円
-----------------	----------

N株式会社は非上場会社である。

なお、LはN株式会社の子会社であるP株式会社の株式も保有しているが、P株式会社は業績不振を理由として、本年においては配当金の支払をしていない。

同株式は、Lが自己資金と銀行からの借入を資金として購入したものであり、Lは本年中に借入れに対する利子として40,000円を支払っている。

第71回税理士試験【第二問】

前記のほか、自宅マンションの管理組合から給与手当として、本年中に 96,937 円(源泉所得税等 3,063 円控除後)の支給を受けている。

【資料Ⅱ】

- 甲は平成 30 年 9 月まで米国の支店に勤務しており、当時居住していた住宅及びその敷地(以下「米国住宅等」という。)を帰国後同年 10 月より賃貸の用に供していたが、本年 6 月 10 日に 930,000 ドルで売却している。売却時の仲介手数料 30,000 ドルは同日に支払っている。
- この不動産の取得に関する事項は次のとおりである。

区 分	内 容
取得年月日	平成 28 年 3 月 15 日
建築年月日	昭和 45 年 6 月 20 日
取得価額	80 万ドル(土地 10 万ドル、建物 70 万ドル)

- 本年の賃料収入は 25,000 ドルであり、減価償却費以外の諸経費は 27,000 ドルとする。
- 米国住宅等(木造)は法定耐用年数 22 年であるが、簡便法による中古資産の見積耐用年数を用いて減価償却費の計算を行っている。
- 国外所得に係る外国税額控除については考慮しない。
- 米国住宅等の賃貸に係る所得の計算上、本年に収入すべき金額及び減価償却費以外の必要経費の本邦通貨への換算は、年末における電信売買相場の仲値 1 ドル 105 円を使用するものとする。
- 甲は自宅購入に関する売買契約を本年 11 月 15 日に締結している。購入代金は 70,000,000 円、取得に係る諸経費(仲介手数料を含む)は 5,000,000 円であり、引渡は来年 5 月 15 日である。甲は契約日に米国住宅等の売買代金のうち 70,000 ドルを円転し、手付金 7,000,000 円と仲介手数料の一部 1,300,000 円を支払っている。
- 上記 6 以外の外貨建ての取引に係る本邦通貨への換算は、取引日における電信売買相場の仲値によることとする。各取引日における電信売買相場の仲値は、平成 28 年 3 月 15 日が 1 ドル 110 円、本年 6 月 10 日が 1 ドル 106 円、本年 11 月 15 日が 1 ドル 109 円であった。

【資料Ⅲ】

- 甲は本年 2 月に甲の母(90 歳)からの相続により取得した住宅及びその敷地(以下「相続住宅等」という。)を、本年 5 月に 153,000,000 円で売却している。
- この相続住宅等は、相続直前まで甲の母が単身で居住しており、甲は相続住宅等の甲の母の持分全てを相続している。相続前の持分は、家屋が甲の母と兄の 2 分の 1 共有、土地が甲の母、兄、甲の 3 分の 1 共有であった。

TAC・上級トレーニングNo. 4

問題編

問題 6 損益通算の特例④

基礎

— 8 分 —

次の各問につき、居住者甲（白色申告者）の本年分の不動産所得の金額を計算しなさい。

【問 1】

居住者甲の本年分の不動産所得の資料が次の状況であった場合

	国内資産	国外資産(注)
1. 総収入金額	6,000,000円	1,450,000円
2. 必要経費		
① 減価償却費	1,650,000円	2,100,000円
② その他	1,240,000円	1,870,000円

(注) 国外資産は、中古の資産を購入したものであり、いわゆる簡便法による耐用年数に基づき減価償却費を計算している。

【問 2】

問 1 の資料のうち、国外資産に係る総収入金額が 1,900,000 円であった場合